

沖縄戦民間被害者救済のために

— 司法が認定した沖縄戦被害の真実 —

[戦争被害者救済法制定の早期実現を目指して]

2025年（令和7年）6月21日
東京弁護士会・2025沖縄シンポジウム

〒271-0092 千葉県松戸市松戸1307番地の1 松戸ビル2階
弁護士法人 瑞慶山総合法律事務所
Tel. 047-360-2422 Fax. 047-360-2421

弁護士 瑞 慶 山 しげる 茂

元沖縄戦被害・国家賠償訴訟 弁護団長
元南洋戦・フィリピン戦被害・国家賠償訴訟 弁護団長
元東京大空襲常任弁護団
民間戦争被害の補償を実現する沖縄県民の会 顧問弁護団長
全国空襲被害者連絡協議会 運営委員会副委員長

はじめに

【私と親族の戦争体験】—1歳のとき、避難船が沈没し戦場のパラオの海から奇跡の生還—

1943年6月南洋諸島・パラオで出生。両親は経済貧困にあえぐ沖縄から出稼ぎにきていたのである。1944年7月家族で乗っていた避難船が米軍機から攻撃を受け沈没し、母に抱きかかえられた私は生還したが3歳の姉は水死。まさに奇跡の生還であった。

沖縄では祖母（父の母）が米軍に狙撃され死亡。父の弟は16歳で日本軍に違法に召集されて少年ゲリラ兵として米軍と戦い重傷を負い、戦争PTSD（戦争による心的外傷後ストレス障害）となった（詳しくは 三上智恵著・証言 沖縄スパイ戦史・集英社刊）。

【非武の島・沖縄】—かのナポレオン皇帝を驚かせた沖縄の話—

英国の探検家バジル・ホールとナポレオンの会話（1816年 大琉球島探検航海記）
琉球の人々が一切の武器を持っていない話にはナポレオンが驚愕した話。
しかし、その後の沖縄の歴史は暗転し、日米軍の決戦場となった。

【西田昌司参院議員の「ひめゆりの塔発言」】—沖縄戦の真実否定は決して許されない—

西田参院議員は、今年5月3日、那覇市でのシンポジウムで「ひめゆりの塔」の説明に関し、「要するに日本軍がどんどん入ってきて、ひめゆりの隊が死ぬことになった。そして米国が入ってきて沖縄が解放されたと、そういう文脈で書いてる」と発言。「歴史を書き換えられると、こういうことになっちゃう」と沖縄の戦後教育を批判した。こうした記述は「ひめゆりの塔」の周りやひめゆり平和祈念資料館に存在しない。真実に反する発言である。

多数の一般住民が巻き込まれ、県民の4人に1人が犠牲になった米軍との激しい地上戦により、県民が米国に「解放された」と考えるはずがない。歴史の真実を否定し偽造し、歴史を書き換えようとしているのは西田氏自身である。沖縄県議会は自民党も賛成し、抗議決議。

第1 沖縄戦の特徴 — 鉄の暴風・ありったけの地獄をまとめた戦闘

「沖縄戦は鉄の暴風と形容されるほどに熾烈をきわめた地上戦であった。米軍側の戦史でさえ、『ありったけの地獄を1カ所にまとめたような戦闘』と記したほどの凄絶悲惨な攻防戦であった」（『日本の空襲九 沖縄』三省堂、1981）と述べている。

沖縄戦は、アジア太平洋戦争末期の第二次世界大戦最後の地上戦闘であった。第二次世界大戦史上稀に見る最も苛烈な戦闘であった（イギリス首相・チャーチル）。沖縄は小さな島である。沖縄県の総面積 2388 平方キロ、沖縄本島 1220 平方キロ（最終激戦地の中部・南部は 250 平方キロ）、佐渡島 857 平方キロ、淡路島 592 平方キロ。小豆島 155 平方キロ。

1. 太平洋戦争の連敗と沖縄全島要塞化 — 国体護持のための沖縄捨て石作戦

大本営は 1944 年 3 月、太平洋戦争の連敗をくいとめ、本土防衛のために沖縄に 32 軍を創設した。32 軍は以降米軍の侵攻に備え、軍命により県内の老幼男女を強制動員し、陣地構築や軍事用飛行場建設など、全島要塞化のための突貫工事を行った。住民居住地にも陣地構築。国体（天皇制）護持のための沖縄捨て石作戦であった。

2. 3ヵ月以上の長期に及ぶ激しい地上戦 — 米軍は 54 万 8000 人、艦船 1500 隻で包囲し、1800 万発の砲撃を加え、20 万トンの爆弾の使用

米軍は陸軍・海軍・海兵隊など総勢 54 万 8000 人が沖縄を包囲した。上陸部隊 18 万 3000 人。それに対する日本軍は約 10 万人。この狭い沖縄本島を中心に米・日本軍合計 30 万人近い軍隊が地上戦を繰り広げた。米軍が使用した爆弾約 20 万トン（日本本土で米軍が使用した爆弾 16 万トン、広島型原爆の爆発力は 10 万トン）。艦砲射撃の砲弾は 1800 万発（「沖縄戦第二次世界大戦最終の闘い」編集：アメリカ陸軍戦史局）。まさに「鉄の暴風」である。

米軍が 1945 年 3 月 26 日に慶良間諸島に上陸し、4 月 1 日に沖縄本島に上陸、6 月 23 日に牛島司令官が自決した。組織的抵抗はその後終了したが、部分的にはなお戦闘が続き、9 月 7 日に現地日本軍が米軍との降伏文書に調印した（5ヵ月間）。

3. 現地自給の総動員作戦

食糧（物資）と住民の総動員。防衛隊、学徒隊（ひめゆり部隊など）、義勇隊、農兵隊、護郷隊（少年ゲリラ部隊）陸軍中野学校出身隊長の指揮下にあったゲリラ部隊は、沖縄本島北部の山岳部で展開。

4. 住民居住地が主な戦場（軍民混在）

住民居住地が戦場となり、住民の犠牲が軍人のそれを越えた。なお、太平洋戦争で住民居住地の初めての戦場は、沖縄戦ではなくサイパン戦である（1944 年 6 月 15 日～7 月 7 日）。

5. 軍人を上回る一般住民の犠牲（死者） — 戦死率 25%

一般県民（推定）15 万人を上回る。日本軍 94,136 人（本土出身兵 65,908 人、沖縄県出身兵 28,228 人）、米軍 12,520 人。日本軍と米軍の死者合計 106,650 人。

一般住民の死者が軍人のそれを上回っているが、それは第二次世界大戦でも稀な例といわれている。

第2 沖縄戦と本土の原爆・空襲との違い（同一性と相違点）

いずれの人命被害が甚大であることは同一であるが、日本軍の戦闘行為の有無や場所、期間等について検討すると明らかに相違点がある。

1. 沖縄戦

日米軍の住民居住地での地上戦闘、空爆、艦砲射撃などによる複合的戦闘行為。3ヵ月間以上の長期にわたる地上戦（原爆・本土空襲との決定的相違点）。那覇 10.10 大空襲や沖縄各地への空襲がある。

2. 原爆

広島・長崎への飛行機からの特殊な原子爆弾の投下行為。広島・長崎では日本軍と米軍との地上戦闘行為はない。原子爆弾の破壊力は通常爆弾の数百万倍。

3. 本土空襲

東京をはじめ、全国各都市への焼夷弾や通常爆弾の投下行為。本土各地の住民居住地での日本軍と米軍との地上戦闘行為はない。焼夷弾攻撃が特徴。

4. 相違点を明確にすることの意義

- (1) 加害と被害の実態を明らかにすること
- (2) 沖縄戦訴訟の場合は、日本軍（国家）の不法行為責任の主張は可能であるが、東京大空襲訴訟や大阪空襲訴訟では、日本軍の不法行為責任の主張は不可。立法不作為が中心となる。

第3 沖縄戦被害の特徴

1. 民間人の死者が軍人の死者を上回った異例な事実

人命軽視の戦闘行為の激しさを物語っている。

2. 日本軍が住民殺害、強制「集団自決」・食糧強奪・壕追い出しなどを行い、住民加害行為を行った（資料1）

軍隊は加害者となり住民を守らないことが明らかとなった。

3. 国土が焦土と化し社会的共同体と生存の基盤が破壊された

一木一草焼き尽くされ、地形が変形し焦土と化した。全県で 12 万戸の家屋のうち 11 万戸が焼失。首里城をはじめ文化財など焼失。家畜も甚大な被害を受けほぼ全滅。豚は、ハワイ移民が種豚を送ってきた。

4. 沖縄戦被害（体験）の特質 — 人間性が完全に破壊された狂気・女性の生理も枯渇

沖縄戦の体験が原爆や空襲のそれと決定的に異なるところは、それが3ヵ月以上に及ぶ極限状態の体験だった点である。

壕の中で泣きわめく我が子を自分の手で絞め殺した母親、動けなくなった老母を生き埋めにして逃げ去った息子、女性の生理も枯渇してしまうほどの過酷な条件など。人間としての尊厳を失い、人間性が完全に破壊され、人間が人間でなくなった。

5. 精神的被害（心の傷）も甚大・深刻

地上戦闘による生命・身体被害とともに精神的被害も甚大である。心的外傷後ストレ

ス障害・外傷性精神障害が多く発症していることや、戦争PTSDが世代を超えて連鎖し、現代社会に深刻な影響を与えていることが、最近明らかとなった（後述第5、6）。

第4 沖縄戦・南洋戦・フィリピン戦被害国賠訴訟

1. 沖縄戦

訴訟提起（那覇地裁）2012年8月15日（最終原告79名）

原告1人あたり1100万円の損害賠償請求と謝罪

一審那覇地方裁判所判決 2016年3月16日

79名につき不法行為被害を認めるが、戦争PTSDについては判断を回避し何ら言及なし

福岡高裁那覇支部判決 2017年11月30日

79名につき不法行為被害、43名につき戦争PTSDを認定（認定率54%）

しかし、国家無答責論と戦争被害受忍論により控訴棄却

最高裁決定 2018年9月11日「上告棄却」決定

（但し、控訴審の各不法行為事実の認定と戦争PTSDの事実認定は確定）

2. 南洋戦・フィリピン戦

南洋諸島・フィリピン諸島には沖縄からの移民が多く、「南洋諸島沖縄県」と呼称されていた。日本人10万人のうち約8万人が沖縄県民。「玉砕」を強いられて死者2万5000人（死亡率33%）、負傷者多数（推定不能）。

訴訟提起（那覇地裁）2013年8月15日（最終原告45名）

原告1人あたり1100万円の損害賠償請求と謝罪

一審那覇地方裁判所判決 2018年1月23日

45名につき不法行為被害、28名につき戦争PTSDを認定（認定率62%）。

しかし、国家無答責論により請求棄却（戦争被害受忍論は採用せず、立法裁量論に言及）。

福岡高裁那覇支部判決 2019年3月7日 一審同様28名は戦争PTSDを認定。

一審判決と同様の理由により控訴棄却。

最高裁決定 2020年2月5日「上告棄却」決定

（但し、控訴審の認定した各不法行為事実と戦争PTSDの事実認定は確定）

3. 各訴訟の法的主張の概要

（1）不法行為責任、（2）立法不作為責任、（3）公法上の危険責任、（4）国際法違反などを主張。

第5 判決が認定した不法行為の被害内容（資料2）

1. 一審判決事実認定の要点

（1）戦死者が15万人を上回り、軍人の死者を上回ること

（2）資料2の戦争PTSDを除く被害事実と同様、集団自決による負傷した者、米軍の

爆撃・銃撃・砲弾等による死亡・負傷、壕の追い出し・入壕拒否、食糧強奪、戦争孤児などを認定した。

- (3) 特に、慶良間諸島で約 700 名の集団自決による死者と、伊江島などその他でも確認されたことを認定。

また、日本兵が住民を殺害した事例として、集団自決に失敗して米軍の捕虜となった者や降伏又は降参した者をスパイ容疑で殺害したもの、日本が無条件降伏する前後にわたって合計 20 名の本島の市民が殺害された例をはじめ、その他多数の事例があると認定。

- (4) 戦争 PTSD については、一審で 37 名の診断書と鑑定書を提出し、本人陳述などを行ったが、それについては全く言及しなかった。その理由については説明が全くなかった。通常の民事事件では PTSD を認定した判決が多数あり、PTSD が刑法上傷害となるという最高裁判決もある (2012 年 7 月 24 日判決)。この戦争 PTSD の主張・立証については十分な理解がなかったのかも知れない。

2. 二審判決の事実認定の要点

- (1) 控訴審では、PTSD の診断書 7 名分と 7 名につき追加鑑定書を提出した (総計 44 名)。高裁は、1 名を却下し 43 名の PTSD を認定。

- (2) 事実認定は、資料 2 のとおりである。「多くの控訴人らが外傷性精神障害等の症状に苦しんでいる」と個別診断書と鑑定書を基に包括的に認定し、司法の場で初めて戦争 PTSD を認めたことは、画期的であり重大な意義がある。PTSD (心的外傷後ストレス障害) は外傷性精神障害の一部である。

- (3) 沖縄戦被害は他の一般国民の被害より甚大、深刻である

沖縄戦における戦争被害の内容や程度を第二次世界大戦の他一般国民の受けた程度のそれと比較し、より甚大、深刻であると認定。

- (4) 日本軍兵士による傷害行為や強制集団自決を認定した。

第 6 司法が初めて認定した民間人戦争 PTSD — その重要な意義

1. PTSD (Post Traumatic Stress Disorder) (心的外傷後ストレス障害)

- (1) 心的外傷とは、精神 (的) 外傷の意味である。命に関わるような出来事や重傷を負うような出来事、性暴力などが自らの身に起こったり、それらに繋がるような脅しを受けたり、目撃したり、家族などにそのような出来事が起こったことを知らされたり、という形で衝撃的な体験 (心的外傷体験) をしたときに反応として起こるトラウマ関連障害。外傷により生ずる精神障害である。

① 出来事の持続的なよみがえり (侵入的想起、フラッシュバック、夢など)

② 出来事を思い出させるものの持続的な回避

③ 出来事に関連する思考や感情のネガティブな変化 (自責、絶望、人間不信、怒り、恐怖、孤立感など)

④ 持続的な覚醒亢進症状 (不眠、爆発的な怒り、集中困難、過度の警戒心、驚き方が過剰など)

などが 1 ヶ月以上続いている状態。急性 (6 ヶ月以内の発症と持続)、慢性 (6 ヶ月以上の持続)、遷延性 (遅発性: 6 ヶ月以後の発症) に分ける。

危険が去ってもなお続いている状態と理解するとわかりやすい。

- (2) PTSD はベトナム戦争終結後の 1980 年にアメリカでベトナム帰還兵の診断・治療の結果、正式に診断名 (病名) として確定した。

(3) PTSDは外傷による生ずる精神障害の1つである。外傷性精神障害には、PTSD、解離性障害、身体化障害、転換性障害など数多くある。

(4) 戦争PTSDとは、戦争行為に起因する心的外傷後ストレス障害であり、兵士のPTSDと民間人のPTSDがある。

2. 判決が認定した戦争PTSD（心的外傷後ストレス障害の各症状）など外傷性精神障害の種類

〈沖縄戦〉（資料2）

- ① 心的外傷後ストレス障害（PTSD）
- ② 神経衰弱
- ③ 記憶の再想起
- ④ 生存者罪悪感
- ⑤ ストレス性の自立神経症状
- ⑥ 解離性障害
- ⑦ トラウマ後回避性人格障害
- ⑧ 身体表現性障害
- ⑨ パニック障害
- ⑩ 過覚醒不眠
- ⑪ 解離性意識障害
- ⑫ 回避性人格障害
- ⑬ 外傷性否定的認知
- ⑭ 非定型うつ病
- ⑮ アタッチメント障害
- ⑯ フラッシュバック
- ⑰ トラウマ性否定的認知
- ⑱ 戦争トラウマによる過覚醒不眠
- ⑲ 戦争トラウマによる身体化障害
- ⑳ 感情失禁
- ㉑ ストレス後自立神経過敏状態

[注] 沖縄戦PTSDの場合は、遅発性（晩発性）が多い（南洋戦・フィリピン戦も同様）

〈南洋戦・フィリピン戦〉 上記①～㉑に加えて

- ㉒ 解離性健忘
- ㉓ 自閉性障害の急性悪化
- ㉔ 離人・現実感喪失症候群
- ㉕ レビー小体型認知症疑い
- ㉖ 破局体験後の持続的パーソナリティ変化
- ㉗ 機能性ディスペプシア
- ㉘ トラウマ後の幻覚
- ㉙ 身体表現性自律神経機能不全
- ㉚ 読み書きを出来ないことによる否定的認知
- ㉛ 解離性運動障害

3. 戦争は生命・身体のみならず精神をも破壊する

戦争は暴力行為の最たるものであり、兵士の精神も民間人の精神も破壊する。精神は

人間の生存生活活動の基本であり、法的に保護されるべきである。

戦争PTSDには、加害行為を行う兵士のPTSDとその被害者である民間人のPTSDがある。兵士は被害者でもある。戦争PTSDは加害・被害の両面から総体として理解すべきであり、全国民的課題である。

4. 戦争PTSDと日本国憲法

(1) 9条（戦争の放棄）の非暴力主義との関係

戦争は暴力行為の最たるものである。9条は戦争PTSDを発生させない防波堤となっている。戦争PTSDは非暴力主義によって防ぐことができる。

(2) 13条（個人の尊重・幸福追求権）との関係 — 精神は人格権（基本的人権）

「人間として生存する以上、平穩、自由で人間たる尊厳にふさわしい生活を営むことも、最大限尊重されるべきであって、本条はその趣旨に立脚し、憲法25条も反面からこれを裏付けており、このような、個人の生命、身体、精神及び生活に関する利益は、各人の人格に本質的なものであって、その総体を人格権といえることができる。（大阪高判昭50・11・27判タ330・116（大阪国際空港公害訴訟二審判決）

(3) 25条（生存権）との関係 — 精神的な健康は生存権（基本的人権）

すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する、と定めている。そこで定める健康とは、身体的健康のみならず精神的な健康を示すことは当然のことである。健康は、文化的生活の基準をなすものである。

第7 民間戦争被害者救済立法運動について

1. 沖縄戦被害者

死者 15 万人 身体障害者約 7 万人（推定）

精神障害者（PTSD）— 沖縄戦を体験した高齢者の4割が戦争PTSDを含む外傷性精神障害に罹患している可能性が高いことが判明（2013年沖縄の研究グループが調査）。戦争PTSDについては、前述したとおり沖縄戦国賠訴訟で認定された原告の中の人数割合52%からしても推定できる数字である。

2. 全国の空襲による死亡者

約 50 万人と推定されている（補償は一切なし）

3. 戦傷病者戦没者遺族等援護法（1952年制定）（略称：援護法）

国と雇用関係等（身分関係）にあった軍人軍属のみ適用。一般民間人には適用されず。一般民間人に適用される法律は未制定

4. 戦闘参加者

戦闘地域の陸軍海軍の現地軍部隊長等の要請（指示）に基づき、戦闘に参加させられた者または戦闘幫助に携わり死亡・負傷した者（援護法2条3項2号該当者）。戦闘参加者は、準軍属の一類型で、軍人同様に援護法による各種補償の対象となる。準軍属とは、直接軍に雇用されたものではないが、軍の命令により直接の戦闘または戦闘を幫助する用務に携わった者や、国徴用令などにより総動員業務に従事させたりした者など、国との雇用類似の関係にあった者をいう。

沖縄では、一般民間人にも一定の条件のもとで戦闘参加者と認定された者（戦闘参加者20項目）を、準軍属として援護法の適用され援護された（約5万3000人）。それ以外

は全く補償なし。未補償の死者約4万人、身体障害者約7万人。精神障害者（推定不詳）は一切補償なし。

5. 2010年に沖縄・民間戦争被害者の会（現在「民間戦争被害の補償を実現する沖縄県民の会」）を結成し、立法運動を開始するとともに、国家賠償訴訟を提起した。被害者の会は全国空襲被害者連絡協議会に加盟して、連帯して立法運動を展開している。
6. 政府は、一般民間人被害者を救済しない理由として、①民間人は国と雇用関係にないこと、②戦争被害受忍論、を根拠としている。しかし、軍人・軍属には総額60兆円余を補償。
7. ドイツ、フランス、イギリス・イタリア・オーストラリアでは法律を制定し、民間人にも補償している。
8. 現在、立法運動の状況は次のとおりである。
超党派空襲議連が結成された。
会長平沢勝栄衆議院議員（自民）元復興大臣 約50名（各党派議員）

法案の内容（特定空襲等被害者に対する一時金の支給等に関する法律案）（資料3）

1. 昭和16年（1941）12月8日から同20年（1945）9月2日までの間に本邦において行われた空襲、艦砲射撃、沖縄地上戦の被害者のうち、身体に障害やケロイドを負った者およびPTSD（精神的後遺障がい）等を負った者。
 2. 国による空襲被害等の実態調査と、追悼の意を表する施設を国が設置すること。
- * 救済対象者は現在のところ3,200名と推定され予算規模は16億円相当と見込まれている。
（救済額：1人あたり50万円）

死没者や戦争孤児は対象外となっているが、早期法案を通すため苦渋の選択をした。

5月8日空襲議連として正式に法律案として決定し、5月中に各党の承認手続を経て、6月に国会に上程を目指すことを決めた。野党各党は賛成。自民党・公明党の了解が焦点。自民党の中心部や厚生労働省に強固な反対論があり自民党は法案提出に反対。

6月13日現在、空襲議連は今国会（会期6月22日）での法案提出を見送り、秋の臨時国会での成立を目指すとしている。

世論喚起のため、ぜひ署名運動にご協力下さるようお願いいたします。

(以上)

* 私の編著書をご紹介します*

『法廷で裁かれる日本の戦争責任—日本とアジア・和解と恒久平和のために—』

『法廷で裁かれる沖縄戦 [訴状編]—初めて問う日本軍の国家賠償責任—』

『法廷で裁かれる沖縄戦 [被害編]—初めて問う日本軍の国家賠償責任—』

『法廷で裁かれる南洋戦・フィリピン戦 [訴状編]—強いられた民間人玉砕の国家責任を問う—』

『法廷で裁かれる南洋戦・フィリピン戦 [被害編]—強いられた民間人玉砕の国家責任を問う—』

(共に高文研)